

令和 2 年
第 9 回 立 川 市 農 業
委 員 会 総 会 議 事 録

立 川 市 農 業 委 員 会

令和 2 年第 9 回立川市農業委員会総会日程

日時 令和 2 年 1 0 月 2 6 日（月）午後 3 時

会場 3 0 2 会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - (1) 事務報告
 - (2) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
 - (3) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
- 4 議事
 - 議案第 1 号 相続税納税猶予に関する適格者証明書について
 - 議案第 2 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - 議案第 3 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者について
- 5 その他
- 6 閉会

令和2年第9回立川市農業委員会総会

令和2年10月26日(月)

立川市役所302会議室

議席	氏名	議席	氏名
1番	鈴木 豊 君	10番	田中 佐一 君
2番	金子 波留之 君	11番	横幕 玲子 君
3番	粕谷 久敬 君	12番	高杉 晋一 君
4番	小峰 喜昭 君	13番	中丸 邦春 君
5番	清水 清史 君	14番	清水 茂男 君
6番	嶋田 貞芳 君	15番	井上 洋司 君
7番	鳴島 広之 君	16番	島田 加美 君
8番	内野 智行 君	17番	鈴木 和昌 君
9番	岡部 良己 君		

事務局職員

局長 矢ノ口 美穂 君
次長 奥野 武司 君
係長 原島 邦雄 君
主任 横井 雅司 君

午後 3 時 0 0 分 開会

議長 それでは、定刻になりましたので、始めたいと思います。

本日は、お忙しい中、総会にお越しいただきましてありがとうございます。
うございます。

本日は、資料も見ていただいて分かるかと思うんですけども、適格者が 4 件、それと、引き続きが十何件でしたかね。それとあと農地登録など、いろいろと今日は皆さんに御協議いただく点が非常に多いです。なので、ぜひ皆さんの協力をいただきながら議事をスムーズに進めていきたいと思いますので、どうぞ御協力をお願いしたいと思います。

それでは、ただいまより令和 2 年 1 0 月、第 9 回立川市農業委員会総会を開催いたします。

立川市農業委員会会議規則第 6 条の規定を満たす数の委員に出席していただいておりますので、本総会は成立しております。

本日、本総会に付議すべき項目は別紙のとおりであります。御審議のほどをお願いしたいと思います。

それでは、座らせていただきたいと思います。

議長 では、初めに議事録署名委員の指名です。今回は 9 番の岡部委員、1 0 番の田中委員をお願いしたいと思います。

それでは、報告事項です。（1）事務報告、（2）農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出が 1 件、（3）農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出が 2 件。一括して事務局より御報告をお願いいたします。

局長 それでは、事務局より報告いたします。

お手元の資料、縦長の事務報告、報告（1）を御覧ください。

1 0 月 6 日（火）、北多摩地区農業委員会連合会の理事会が清瀬市役所で開催をされまして、会長と事務局で出席をいたしました。

1 0 月 1 4 日（水）、職務代理・部会長研修会が昭島の K O T O R I ホールで開催されまして、職務代理、両部会長、事務局で参加をいたしました。

10月15日（木）、本総会に向けまして現地調査を実施いたしました。

10月23日（金）、認定農業者等担い手支援推進会議が開催されまして、事務局が出席をしております。

本日、10月26日（月）でございます。農業委員会の総会、終了後には全員協議会を開催いたします。

明日以降の予定でございます。

10月28日（水）あさってから29日（木）、農業委員会会長研究集会が京都で開催が予定されておりました、会長に御参加いただく予定でございます。

11月12日（木）、女性農業委員等研修会の開催が予定をされております。

飛びまして、11月16日（月）、東京都農業会議監査会の開催が予定されておりました、監事に就任されている会長に御出席をいただく予定です。

11月20日（火）、立川市の農産物品評会を、たましんR I S U R Uホールにて開催いたします。例年は農業祭に合わせて開催をしておりましたが、本年は新型コロナウイルスの影響で農業祭が中止となりましたので、品評会のみで開催となっております。

前後いたしますが、委員会全体の活動といたしまして、11月13日（金）、11月の総会に向けた現地調査を行います。

25日（水）午後3時より第10回の総会、終了後には全員協議会の開催を予定しております。

報告事項（1）事務報告は以上でございます。

続きまして、農地法に基づく届出に関する報告でございます。

お手元の資料、横長、第9回立川市農業委員会総会報告を御覧ください。

報告事項（2）農地法第4条第1項第8号の規定による届出、1件について御報告をいたします。

申請人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

農地の所在は一番町6丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は474㎡。転用目的は住宅用地でございます。

周辺の略図を御参照ください。

続きまして、報告事項(3)農地法第5条第1項第7号の規定によります届出2件について御報告をいたします。

譲渡人・貸付人、譲受人・借受人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

1件目、農地の所在は栄町3丁目の5筆。地目は、登記簿上が畑、現況は畑、雑種地。面積は合わせて495㎡。転用目的は住宅用地でございます。

2件目、農地の所在は富士見町6丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は286㎡。転用目的は住宅用地でございます。

それぞれ周辺略図を御参照ください。

報告は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいまの報告がありました件につきまして、何か御質問がありましたらお願いしたいと思います。ございませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問等がないようでしたら、報告事項についてはこれで終了をいたします。

次に、議案第1号、相続税納税猶予に関する適格者証明書について、4件を議題にいたします。なお、申請者が別室にて待機していますので、事務局の報告や審議後に議場にて制度の趣旨、農業継続などについて意思確認を行いたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、事務局より議案第1号(1)、(2)の説明をお願ひしたいと思います。

次長 それでは、農地等の相続税納税猶予に関する適格者証明について御説明いたします。

現地調査を10月15日、申請者代理人立会いの下、会長、

金子委員、小峰委員、内野委員、鳴島委員、清水茂男委員、横幕委員、事務局で行いましたので、調査結果を報告いたします。

議案第1号の1と2。議案第1号の1と2につきましては同一世帯ですので、併せて御報告させていただきます。

農地等相続人の住所・氏名については、記載のとおりでございます。

特例適用申請農地は、1号の1が幸町5丁目の9筆、1号の2が幸町5丁目の5筆、6丁目の6筆になります。略図1-1を御覧ください。略図1-1は、五日市街道に面した自宅の北側から平成新道まで延びた農地になります。略図1-2を御覧ください。略図1-2は、略図1-1の農地のやや北、平成新道を越えた先に位置する農地となります。略図2-1を御覧ください。略図2-1は、略図1-1と1-2の間に位置する農地になります。申請農地の間は雑木林になっており、本申請対象地からは除外されております。略図2-2を御覧ください。略図2-2は、略図1-2の北、幸小学校の東側に位置する農地になります。申請農地の北側部分は保護樹林になっており、本申請対象地からは除外されております。略図2-3を御覧ください。略図2-3は略図2-2の北側、玉川上水との間に位置する農地になります。ブロッコリーやサトイモ、ニンジンやネギなどが作付されており、みの一れ立川や多摩青果へ出荷されているとのことでございます。広大な農地ですが、全体はきれいに管理されており、肥培管理は大変良好でした。

議長 ありがとうございます。

それでは、議案第1号の1と2について、調査を担当された委員から補足説明をお願いいたしたいと思っております。

補足説明を金子委員、小峰委員、横幕委員の順でお願いしたいと思っております。

それでは、まず初めに、金子委員、よろしく申し上げます。

2番 今、次長から説明があったとおりで、確かにすごい広大な農地で、どうするのかなというのが、自分の実際のところだったんですけども、見てみたところ、これは、1、2は同じ案

件なので、1軒のうちなので1回で終わらせませけれども、広大な農地の中でブロッコリー、キャベツ、ウドと。大体8割ぐらいの畑が全部埋まっている状態で、境界線のほうもしっかりしていますし、本人も頑張っていて、それ以外にも市外でウドも1町、それをやっているということで、本当に体のほうが心配なんですけれども、申請されたところは問題がないと私は思いますので、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、小峰委員、お願いします。

4番 ただいま金子委員より説明があったとおり、大変熱心にやっている方なので、特に問題はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

11番 今、事務局、金子委員、小峰委員、報告のとおりだと思います。非常に広い土地を1人でやっておられるのは大変だと思ったんですけれども、さらに林を開墾する予定だということで、非常に意欲的に取り組まれていると思いました。

議長 ありがとうございます。

それでは、ただいま説明がありました件について何か質問、確認事項がありましたらお願いしたいと思います。ございませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、証明書の発行を前提として申請者に意思確認を行いたいと思います。すみません、申請人をお願いします。

〔申請人 着席〕

議長 今日は、お忙しい中、お越しいただきまして、ありがとうございます。

申請人には相続税猶予制度について十分御理解していると思いますが、農業委員会の総会において、その意思を改めて確認させていただきましますので、御協力をお願いしたいと思います。

農業委員会としては、相続税納税猶予制度が正しく運用されなければ、その制度そのものが維持できなくなり、立川農業の発展はおろか、農地を存続させることすらできなくなってしまうと考えています。そこで、農業経営に対する申請人のお考えをお尋ねしたいと思います。

まず初めに農業経営部会長、次に土地利用部会長の順に質問をさせていただきます。

それでは、初めに鈴木農業経営部会長、お願いいたします。

17番 天気のいい日に、お仕事したいところでしょうが、しばらくお付き合いください。また、先日は調査のほうをさせていただきまして、ありがとうございました。

相続税の納税猶予制度は、東京など首都圏で農業経営を継続していく上で、なくてはならない制度であると同時に、他の業種にはない特別な制度であります。この制度を申請された農地は生涯にわたり農業経営を行う義務があります。この長い期間、様々な理由により申請者自身で耕作することが困難になることも考えられますが、そのような場合でも農業経営は継続していかなければなりません。仮に申請者自身の健康状態が悪くなったときには、御家族の協力がなければ農業経営の継続が難しくなることが予想されます。

そこで、2点確認させていただきます。

1点目。申請者自ら生涯にわたって農業経営を継続していく意思をお持ちでしょうか。

2点目。後継者の育成や申請者以外の農業補助者、家族の方の協力、支援等を受けられるのでしょうか。

以上2点についてお答えをお願いいたします。

申請人 1点目ですけれども、自分も二十四、五歳あたりから仕事を始めまして、二十二、三年になりますかね。父と母と3人でやってまいりました。今後も引き続き農業をしっかりとやって、うちは専業農家なので、やっていかないと食っていけないので、その辺は十分理解した上で、しっかりと農業のほうをやっていきたいと思います。

あと、2点目なんですけど、家族の協力ということですかね。今現在、父が亡くなりまして、もう9か月ぐらいたちますけれども、量は多少は減らさざるを得なかったところもありますけど、母と2人、外仕事して、妻には、まだ子供が小さいということもありますので、畑に出ているわけにはいかないんで、ウドの受付とか出荷調整、あと、青色申告等の事務的なほうを協力してもらって、今現在行っています。

自分に万が一があったら、考えたくはないんですが、まだちょっと、子供が農業を継ぐ、継がないとか、判断できる歳ではないので、それまでは何とかふんばりたいというのが本音なんですけど、もしそれでもどうしようもないときは農業委員会さんに相談して、農地等を引き続き維持できるように考えていきたいと思っております。

17番 ありがとうございます。地元には大変すばらしい先輩もいらっしゃいますので、いろいろアドバイスを受けていただければと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、粕谷土地利用部会長、お願いいたします。

3番 今日はお忙しい中、お越しいただき、ありがとうございます。

では、先ほどの質問と多少重複するような部分もありますが、質問させていただきます。

相続税の納税猶予制度は農業だけに適用される特例措置です。各市町村の農業委員会は、この制度が存続されるよう数々の努力をしていますが、申請者や家族の方が農地の肥培管理を適切に行わなければ、この制度を維持することはできなくなります。適用申請農地は原則として申請者自身が耕作を行う必要がありますが、都市農地貸借円滑化法の施行により、貸すことができるようになりました。ただし、貸している間に相続が発生し、買取り申出を行う場合には、貸している方の農業経営への一定の関与が必要で、貸借の事業計画に関与する内容を具体的に記

載する必要があります。万一、許可なく相対で貸し借りをを行うと猶予が取り消され、猶予されていた税額に利子税を加えて納付することになりますので、御注意ください。

そこでお尋ねします。

特例適用申請農地について、申請者御自身がどのように関わっていくのか、お答えをお聞かせください。

申請人 今までどおりと同じなんです、ウドを中心に、ブロッコリー、キャベツ、カリフラワー、サトイモなどの露地野菜を市場及びみの一れ等の直売、また業者に納め、その辺もうまく利用しながら農地をしっかりと守っていきたいと思っております。

3番 ありがとうございます。

納税猶予制度は、単に相続税の軽減を目的とするものではなく、農業経営の安定、農業の継続を図ることを目的として猶予されるものです。ただいま申請農地等の肥培管理や耕作を適切に行い、農業経営を生涯行うことを約束していただきました。ぜひよろしく願いいたします。体には十分に気をつけてよろしく願います。

申請人 ありがとうございます。

議長 ありがとうございます。

ほかの委員さんで何か御質問がありましたらお願いしたいと思います。よろしいですか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質疑がないものと認め、私から申請者の方にお願いをしたいと思います。

ただいま両部会長のいろんな質問にお答えいただきましたけれども、相続税の猶予制度というのは国のほうの制度でございます。3年に1回、税務署から報告用紙が来ます。その際に農業委員会も、3年に1度、同時ですが、現地調査を行って、適正に管理されているかどうかを見させていただきます。その結果、農業委員会の総会で証明書を発行することを、この場で決めていくようになります。ということで、3年に1回はそういった調査がありますので、よろしく願いしたいと思います。

今、両部会長から質問がありました内容が、こちらの封筒に入っております。お帰りになりましたら御家族にも見ていただいて、相続税猶予制度というものがどういうものか御理解していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、今日は本当にありがとうございました。また、体には十分気をつけて農業に励んでいただきたいと思ひます。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、議案第1号の1と2、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いしたいと思ひます。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、事務局より議案第1号の3の説明をお願いいたします。

次長 議案第1号の3、農地等相続人の住所・氏名については記載のとおりでございます。

特例適用申請農地は砂川町2丁目の1筆になります。

略図3を御覧ください。略図3は、流泉寺の南、国営昭和記念公園北通りとの間に位置する農地になります。申請者本人は会社勤めをされており、休日に従事されているとのことですが、サトイモやサツマイモ、ダイコン、ネギなどが作付されておりました。生産物は自家消費と直売とのことでございます。肥培管理は良好でした。

以上です。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の3について、調査を担当された委員から補足説明をお願いしたいと思ひます。

補足説明を内野委員、鳴島委員、清水茂男委員、横幕委員の順でお願いしたいと思ひます。

それでは、まず初めに、内野委員、お願いいたします。

8番 この方なんですけれども、一応、畑の境界線の確認もきち

んとできましたし、全く畑には草が生えていなくて、肥培管理も良好だと思えますので、問題ないと思えます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、鳴島委員、お願いします。

7番 私のほうで見させていただきまして、住宅街の一角ということで、そんな大きな畑ではないんですが、大変肥培管理がよく行き届いていて、楽しそうな畑だなと思いました。

議長 ありがとうございます。

続きまして、清水茂男委員、お願いします。

14番 この方は、親戚の方に手伝いをしてもらいながら、野菜としてはネギ、サツマイモ、トマト、ナスなどを生産していました。野菜は庭先販売のほかは自家消費ということでした。また、境界石もきちんと入っており、肥培管理もよく、問題ないと思えます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

11番 先ほど、どなたかもおっしゃいましたけれども、住宅の中にあるということで、とてもよく管理されていたと思えます。問題ないと思えます。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました件について何か質問、確認事項がありましたらお願いしたいと思えます。質問ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、証明書の発行を前提として申請者に意思確認等を行いたいと思えます。それでは、申請人を呼んでください。

〔申請人 着席〕

議長 本日は、お忙しい中、お越しいただきまして、ありがとうございます。

申請人の方には相続税の猶予制度について十分御理解いただけていると思えますが、農業委員会の総会において、その意思

を改めて確認させていただきますので、御協力をお願いしたいと思っております。

農業委員会としては、相続税納税猶予制度が正しく運用されなければ、その制度そのものが維持できなくなります。立川農業の発展はおろか、農地の存続さえできなくなってしまうと考えています。そこで、農業経営に対する申請人のお考えをお尋ねしたいと思っております。

まず初めに農業経営部会長、次に土地利用部会長の順に質問をさせていただきます。

それでは、初めに鈴木農業経営部会長、お願いいたします。

17番 お忙しいところ御出席いただきまして、ありがとうございます。

相続税の納税猶予制度は、東京など首都圏で農業経営を継続していく上で、なくてはならない制度であると同時に、他の業種にはない特別な制度であります。この制度を申請された農地は生涯にわたり農業経営を行う義務があります。この長い期間、様々な理由により申請者自身で耕作をすることが困難になることも考えられますが、そのような場合でも農業経営は継続していかなければなりません。仮に申請者自身の健康状態が悪くなったときには、家族の協力がなければ農業経営の継続が難しくなることが予想されます。

そこで、2点確認させていただきます。

1点目。申請者自ら生涯にわたって農業経営を継続していく意思をお持ちでしょうか。

2点目。後継者の育成や申請者以外の農業補助者、御家族の方の協力、支援等を受けられるのでしょうか。

以上2点についてお答えをお願いいたします。

申請人 本日はありがとうございます。

まず、1点目ですけれども、祖父の代から農業を行ってきましたので、私も今後、農業を生涯にわたり、安全安心な農産物の生産に心がけ、農業経営を継続していくつもりです。

2点目ですけれども、家族の協力、支援により、また、私の

妻ですとか親戚の協力等もあるんですけども、農業経営を今後継続していくつもりでございます。もし万が一、私に障害等が起きた場合ですけども、家族、親戚等の協力により農業経営を継続していきたいんですけども、もしも万が一、そういった動けない状況になった場合には、農業委員会の皆様に相談したいと思っております。

17番 ありがとうございます。現在お勤めもされているということですので、御健康のほうには注意していただければと思います。どうもありがとうございます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、粕谷土地利用部会長、お願いいたします。

3番 今日はお忙しい中、お越しいただき、ありがとうございます。

では、質問させていただきます。

相続税の納税猶予制度は農業だけに適用される特例措置です。各市町村の農業委員会は、この制度が存続されるよう数々な努力をしていますが、申請者や家族の方が農地の肥培管理を適切に行わなければ、この制度を維持することはできなくなります。適用申請農地は原則として申請者自身が耕作を行う必要がありますが、都市農地貸借円滑化法の施行により、貸すことができるようになりました。ただし、貸している間に相続が発生し、買取り申出を行う場合には、貸している者の農業経営への一定の関与が必要で、貸借の事業計画に関与する内容を具体的に記載する必要があります。また、万一、許可なく相対で貸し借りを行うと猶予が取り消され、猶予されていた税額に利子税を加えて納付することになりますので、御注意ください。

そこでお尋ねします。

特例適用申請農地について、申請者御自身がどのように関わっていくのかをお聞かせください。

申請人 ただいまの質問ですけども、適切な肥培管理を行い、野菜を中心に生産して、直売所での販売を継続していきたいと思っております。もしも万が一、私や家族が障害などの理由によ

り農業経営をできなくなった場合は、まず、農業委員会の皆様に御相談したいと思います。

3 番 ありがとうございます。

納税猶予制度は、単に相続税の軽減を目的とするものではなく、農業経営の安定、農業の継続を図ることを目的として猶予されるものです。ただいま申請農地等の肥培管理や耕作を適切に行い、農業経営を生涯行うことを約束していただきました。ぜひよろしく願いいたします。体にもくれぐれも気をつけて頑張ってください。

申請人 ありがとうございます。

議長 ありがとうございます。

ほかの委員さんで質問などありましたらお願いしたいと思います。

……質疑なしの声

議長 質疑はないと認め、私から申請人の方をお願いをしたいと思います。

ただいま両部会長からのいろいろな質問にお答えいただきましたけれども、相続税猶予制度というのは国のほうの制度でございます。3年に1回、税務署から用紙が来まして、報告をしていただきます。その際、農業委員会が現地調査を行って、適正に管理されているか調査に伺いますので、また、そのときには立ち会っていただきますので、よろしく願いしたいと思います。

今、両部会長が質問した内容が、こんな封筒に入っております。お帰りになりましたら御家族にもこちらを見ていただいて、相続税猶予制度というものがどういうものか、こちらのほうを見ていただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、今日は本当にありがとうございました。お帰りの際はお気をつけてお帰りいただきたいと思います。

〔申請人 退席〕

議長 議案第1号の3、相続税の納税猶予に関する適格者証明に

ついて、証明することに賛成の委員は挙手をお願いしたいと思います。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、事務局より議案第1号の4の説明をお願いいたします。

次長 それでは、議案第1号の4、農地等相続人の住所・氏名については記載のとおりでございます。

特例適用申請農地は砂川町3丁目の1筆になります。

略図4を御覧ください。略図4は、金比羅橋の北西、西武拝島線と玉川上水との間に位置する農地になります。サトイモやダイコン、ラッカセイ、ネギ、ナスなど多品目が作付されており、みの一れ立川などに出荷のほか、直売もされているとこのことでございます。刈った草や生産物の伐根したもの、また、ぬかるみへ入れる砂などが本申請対象地のところどころに積まれていたりしておりましたので、きちんと片づけるよう依頼しております。

説明は以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、議案第1号の4について、調査を担当された委員から補足説明をお願いしたいと思います。

補足説明を内野委員、鳴島委員、清水茂男委員、横幕委員の順でお願いしたいと思います。

まず初めに、内野委員、お願いいたします。

8番 この方なんですけれども、略図を見ていただければ分かるんですけれども、下のほうに道路がありまして、あと、そのほか、周りは全て住宅になっておりますので、境界もはっきりしていますし、肥培管理も良好だと思います。実は今、この申請者と親戚の方が畑の隣に住んでいまして、あと、今年から、コロナの関係で学生の息子さんの在宅時間が増えたらしくて、畑を手伝っているということです。特に問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。

続きまして、鳴島委員、お願いします。

7 番 この方は、境界は、やはりマンション等が隣とかで、結構しっかりしてしまして、肥培管理についても、よくやっているなという感じがいたしました。問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。

続きまして、清水茂男委員、お願いします。

1 4 番 この方は、野菜は今後出荷予定のハクサイ、ダイコン、ホウレンソウが作付されておりました。野菜は畑に設置してあるコイン販売機で販売するのと、そのほかには、ベジテック、ヤオコー、みのーれに出荷しているとのことでした。境界石もきちんと入っており、肥培管理もよく、問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

1 1 番 私も、先ほど事務局から報告があったように、畑にぬかるみ用の砂が置いてあるというのがちょっと気になったんですけども、それについても適切な助言をされて、きちっと片づけるようにということでした。あと、農機具の散乱もちょっと見られましたが、片づけるそうです。特に問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました件について何か質問、確認事項がありましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、証明書の発行を前提として申請者に意思確認等を行いたいと思います。申請人を呼んでください。

〔申請人 着席〕

議長 本日は、お忙しい中お越しいただきまして、ありがとうございます。

申請人には相続税猶予制度について十分に御理解いただけていると思いますが、農業委員会の総会において、その意思を改めて確認させていただきましますので、よろしくお願いたしたい

と思います。

農業委員会としては、相続税納税猶予制度が正しく運用されなければ、その制度そのものが維持できなくなります。立川農業の発展はおろか、農地の存続さえできなくなってしまうと考えております。そこで、農業経営に対する申請人のお考えをお尋ねしたいと思いますので、お願いいたします。

それでは、まず初めに農業経営部会長、次に土地利用部会長の順に質問させていただきたいと思います。

それでは、鈴木農業経営部会長、お願いします。

17番 大変お忙しい中、お越しいただきまして、ありがとうございます。

相続税の納税猶予制度は、東京など首都圏で農業経営を継続していく上で、なくてはならない制度であると同時に、他の業種にはない特別な制度であります。この制度を申請された農地は生涯にわたり農業経営を行う義務があります。この長い期間、様々な理由により申請者自身で耕作することが困難になることも考えられますが、そのような場合でも農業経営は継続していかなければなりません。仮に申請者自身の健康状態が悪くなったときには、家族の協力がなければ農業経営の継続が難しくなることが予想されます。

そこで、2点確認させていただきます。

1点目。申請者自ら生涯にわたって農業経営を継続していく意思をお持ちでしょうか。

2点目。後継者の育成や申請者以外の農業補助者、家族の協力、支援等を受けられるのでしょうか。

以上についてお答えをお願いいたします。

申請人 では、1点目ですが、今までどおり身内に手伝ってもらいながら農業経営をやりたいと思っています。

2点目ですが、1点目と同じく、今、身内で手伝ってもらいながら農業をやっているんですけども、まだ息子が学生なんですけれども、就職はしたいと言っていますが、休みの日など、今後農業を手伝っていくと言っていますので、それで何とかや

っていけたらと思っています。

17番 ありがとうございます。これからもよろしく願いいたします。健康には十分留意してください。ありがとうございます。

申請人 ありがとうございます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、粕谷土地利用部会長、お願いします。

3番 農作業がお忙しい中、お越しいただき、ありがとうございます。

では、ちょっと質問させていただきます。

相続税の納税猶予制度は農業だけに適用される特例措置です。各市町村の農業委員会は、この制度が存続されるよう数々な努力をしていますが、申請者や家族の方が農地の肥培説明を適切に行わなければ、この制度を維持することはできなくなります。適用申請農地は原則として申請者自身が耕作を行う必要がありますが、都市農地貸借円滑化法の施行により、貸すことができるようになりました。ただし、貸している間に相続が発生し、買取り申出を行う場合は、貸している者の農業経営への一定の関与が必要で、貸借の事業計画に関与する内容を具体的に記載する必要があります。万一、許可なく相対での貸し借りを行うと猶予が取り消され、猶予されていた税額に利子税を加えて納付することになりますので、御注意ください。

そこでお尋ねします。

特例適用申請農地について、申請者御自身がどのように関わっていくか、お考えをお聞かせください。

申請人 納税猶予制度がなければ農業を続けていけないと思っています。さっきも言ったように、身内で協力しながら直売所やスーパーなどに野菜を販売していきたいと思っています。もし誰もできなくなった場合は、農業委員会の方に相談したいと思っています。

3番 ありがとうございます。

納税猶予制度は、単に相続税の軽減を目的とするものではなく、農業経営の安定、農業の継続を図ることを目的として猶予

されるものです。ただいま申請農地等の肥培管理や耕作を適切に行い、農業経営を生涯行うことを約束していただきました。ぜひよろしく願いいたします。体には十分気をつけて頑張ってください。

申請人 ありがとうございます。

議長 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員さんで質問などありましたら、お願いしたいと思います。

……質疑なしの声

議長 質問がないと認め、私から申請人の方をお願いしたいと思います。

ただいま両部会長からのいろいろな質問にお答えいただきましたけれども、相続税猶予制度というのは国の制度でございます。3年に1回、税務署に報告をしないといけないことになっております。その際、農業委員会が肥培管理ができていないか、現地調査に伺います。そのときにまた立ち会っていただきますので、そのときに、またよろしくお願いしたいと思います。

今、両部会長が質問した内容が、こちらの封筒に入っていますので、お帰りになりましたら御家族で読んでいただいて、相続税猶予制度というものがこういうものだということを、皆さんで御理解していただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、これで終わりたいと思います。本日はありがとうございました。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、議案第1号の4、相続税納税猶予に関する適格者証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いしたいと思います。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

それでは、続きまして、議案第2号、引き続き農業経営を行

っている旨の証明について、8件を議題に呈します。事務局より説明をお願いいたします。

次長 それでは、引き続き農業経営を行っている旨の証明、8件について御説明いたします。

現地調査を10月15日、申請者、代理人立会いの下、会長、金子委員、清水清史委員、内野委員、鳴島委員、島田加美委員、岡部委員、横幕委員、事務局で行いましたので、調査結果を報告いたします。

農地等の相続人の住所・氏名については記載のとおりでございます。

議案第2号の1、特例農地は幸町5丁目の3筆となります。

略図1を御覧ください。略図1は、五日市街道と平成新道に挟まれて位置する農地で、数種の植木が植え付けられておりました。植木は植木生産者との業者間取引とのことでございます。肥培管理は良好でした。

続いて、議案第2号の2、特例農地は柏町3丁目の7筆、4丁目の2筆となります。

略図2-1を御覧ください。略図2-1は、日大二高立川グラウンドの東に位置する農地になります。柿や梅、ブルーベリーが植え付けられておりました。

略図2-2を御覧ください。略図2-2は、自宅の北側から西側に連なる農地で、クリや柿、梅が植え付けられているほか、サトイモ、サツマイモなども作付されておりました。木々の枝など伸び過ぎてしまっているところが見受けられましたので、剪定されるよう依頼してございます。

続いて、議案第2号の3、特例農地は砂川町2丁目の1筆、3丁目の3筆、7丁目の1筆となります。略図3を御覧ください。略図3-1は、自宅北側に隣接する農地で、柿、キウイ、ブルーベリーが植え付けされておりました。

略図3-2を御覧ください。略図3-2は、大山道の西側に位置する農地で、柿が植え付けされておりました。

略図3-3を御覧ください。略図3-3は、西武拝島線の北

側に位置する農地で、一面に防鳥ネットが張られ、ブルーベリーが植え付けされておりました。どの農地についても肥培管理は良好でした。

続いて、議案第2号の4、特例農地は砂川町8丁目の1筆、上砂町5丁目の2筆となります。

略図4を御覧ください。

略図4は、西武拝島線武蔵砂川駅北東に位置する農地で、南側に位置する農地には、ヤーコン、コマツナなどが植え付けられておりました。また、北に位置する農地にはブドウ、ハボタン、タラノメ、ナスなどが植え付けされておりました。植木は卸売業者に、野菜はみの一れ立川などに出荷しているとのことでございます。一部、肥料の袋などが散らかっているところがありましたので、片づけられるよう依頼をしております。どちらの農地についても肥培管理は良好でした。

続いて、議案第2号の5と6、議案第2号5・6につきましては同一世帯ですので、併せて御報告させていただきます。特例農地は、2号の5が上砂町4丁目の2筆、2号の6が砂川町8丁目の1筆、上砂町5丁目の5筆となります。

略図5を御覧ください。略図5は、自宅北側に隣接する農地で、コブシ、モミジなどの植木のほか、自家消費、直売用としてハクサイ、サトイモ、サツマイモ、オカボ、ネギなどの多品目の野菜が作付されておりました。

略図6-1を御覧ください。略図6-1は、西武拝島線武蔵砂川駅の北東に位置する農地で、カシ類、マテバシイ、サンシュユなどの植木が植え付けされておりました。

略図6-2を御覧ください。略図6-2も西武拝島線の北に隣接する農地で、モミジ、ケヤキ、カリン、マテバシイなどの植木が植え付けされておりました。生産物は組合で販売しているとのことでございます。どちらの農地についても肥培管理は良好でした。

続いて、議案第2号の7、特例農地は一番町1丁目の4筆となります。

略図7を御覧ください。略図7は自宅の南側に位置する農地で、育苗用ハウス4棟のほか、ツバキ、ツツジ、ナラ、コニファー類など様々な植木が生産されておりました。植木生産物は卸売業者を中心に出荷しているとのことですが、みの一れ立川にも出荷しているとのことですが、肥培管理は良好でした。

続いて、議案第2号の8、特例農地は西砂町2丁目の3筆となります。

略図8を御覧ください。略図8は西武拝島線に隣接する農地で、農地の南側にはシダレザクラ、シャラなどの植木が植え付けられ、農地の北側は来春の作付に向けて耕うんされておりました。植木の枝などが伸び過ぎないように、適宜剪定されるよう依頼いたしました。肥培管理は良好でした。

議案第2号については以上でございます。

議長 ありがとうございます。

それでは、現地調査を担当された委員から補足説明をお願いしたいと思います。

補足説明の1番を金子委員、横幕委員、2番を清水清史委員、横幕委員、3番を内野委員、横幕委員、4、5、6番を鳴島委員、横幕委員、7番を島田加美委員、横幕委員、8番を岡部委員、横幕委員の順でお願いしたいと思います。

それでは、まず初めの1番、金子委員、お願いいたします。

2番 1番ですけれども、次長から説明があったとおりなんですけれども、この方はちょっと今、体を壊してしまっていて、ある施設に入っていますけれども、息子さんも近くにいて、別の仕事をしながら地元の業者と一緒に畑を管理しています。ヤマボウシ、ハナミズキなど、ほか数種の野菜や植木が植わっていますし、境界線もしっかりして、また、肥培管理もしっかりしているので問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

1 1 番 特に問題はないと思いました。

議長 ありがとうございます。

続きまして、2番、清水清史委員、お願いします。

5 番 この方は、サラリーマンをされていて、定年してから家のほうをやっております。この方は面積が結構ありまして、1人でやっていて、8割ぐらいが果樹、残りの2割が野菜と若干の植木。野菜のほうは、サツマイモ、サトイモ、その他もろもろ肥培管理はされています。果樹のほうは、柿、ブルーベリー、クリ、梅等をやっていて、販売のほうは、みの一れということです。

要所要所、境界線はきちんと入っております。先ほど事務局からありましたように、クリと梅が特に剪定不足という感じで、木が大分大きくなっちゃっていて、剪定は、また冬ということ、冬にまたされるということなので、期待する感じです。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

1 1 番 私も、野菜は特に問題ないと思ったんですけども、果樹のほうの剪定は、ぜひ必要だと思います。ただ、とても広い畑なので、1人でやれるのだろうかという懸念はとてもありますけれども、頑張ってもらいたいと思います。

議長 ありがとうございます。

続きまして、3番、内野委員、お願いします。

8 番 この方なんですけれども、ほとんど果樹が作付されていて、出荷先は、みの一れが主です。あと、庭先に自販機が置いてありまして、そこでも販売しているそうです。境界も確認できましたし、肥培管理も良好なので問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。

横幕委員、お願いします。

1 1 番 こちらは2番の後に行きました。同じ果樹の畑でしたので、とても見事な畑を見ることができました。太秋という種類の柿だそうで、大変きれいな立派な柿でした。

議長 ありがとうございます。

続きまして、4、5、6番を、初めに鳴島委員、お願いします。

7番 初めに、4番についてなんですが、4番の方なんですが、管理等はしっかりされていて、実際、ちょっと今、けがをしまして、なかなか歩きづらいということなんですけれども、もともとあの暑い時期に、娘さんから行くなと言われても無理に行っちゃうような、畑大好きな方でして、現状では、弟さんも近くにいまして、一緒にやれるという状況です。

実際、夏の暑い時期に、ちょっと足も悪くて、多少先ほど言ったような、袋が散らかっていたとか、そういう話もあるんですが、すぐに片づくような状態なので問題ないと思います。特に、いろんなものを作って、これはもうけになるんだと言っていましたので、特に問題ないと思います。

続きまして、5番、6番のほうへ行かせていただきます。

5番のほうですけれども、この方は、なかなか縦長の畑ですけれども、しっかり区画整理されており、肥培管理も行き届いていて、今年ですかね。二十歳、大学を卒業した息子さんがお手伝いから始めるということなので、全く人力についても問題がないと思われれます。

5番、6番が以上のような形です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

11番 4番の方は、ヤーコンとかタラノメといった、とても珍しい野菜を栽培されていて、面白い取組をされていると思いました。

それから、5番、6番に関しては、就農1年目の息子さんも大変期待しておられるようで、私たちも期待したいと思います。

議長 ありがとうございます。

続きまして、7番ですね。初めに、島田加美委員、お願いします。

16番 この方は御家族で植木の生産を行っております。露地と、

またハウスということで、小さいものから、また大きいものまで行っております。また、野菜のほうも作っておられて、庭先での販売もしております。また、境界石のほうは確認をできました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

横幕委員、お願いします。

1 1 番 非常にきちんと管理されていて、特に問題はないと思います。

議長 続きまして、8番ですね。岡部委員、お願いします。

9 番 この方は、大体植木が半分で、あと、もう半分は野菜を作るといことです。若干植木が丈が出てきましたので、剪定をお願いしておきました。また、境界くいが1か所、沈んでしまったということなので、隣接の方との協議の中で目印になるものをお願いしておきました。野菜につきましては、今後、春に向けて作付予定ということで、現状では耕うんされた状況で、きれいにはされていまして、特に問題はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

1 1 番 特にありません。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました件について、何か御質問などありましたらお願いしたいと思います。

2 番 すみません、引き続きなので余り言いたくはないんですけども、2番目の件なんですけれども、2番の方。この方の略図のほうで、略図2-1の右方かな。見て。それと略図2-2ですよね。先ほどクリとかいう話があったんですけども、クリも、もう多分、自分の記憶が間違いなければ、前回もそう、その前もそうで、何度もこのうちは見に行っていて、その都度約束は取っているんですけども、多分、略図2-2のほうは少し手を入れているのは前回、去年見ましたけれども、北のほう

はちょっと手が入っていたんですかね。一番北の。グラウンドの細長いところの。

だから、これも期待するんじゃないくて、ちょっと強目に言ってもらわないと、これはもう、多分記憶では3年前か4年前かな。文書も出ているうちなので、しっかりとそれをやってもらわないとちょっとねというのは、自分の希望なので、よろしくをお願いします。

議長 では、清水委員、お願いします。

2番 頑張ってください。よく言ってください。言いにくいとは思いますがけれども。

5番 はい。

2番 それだけです。

議長 大丈夫ですか。清水委員はいいですか。何か出すことはないですか。

5番 昔から聞いているので。

議長 そうですか。これからもよろしくをお願いします。

そのほか何か御質問ありますか。

……質疑なしの声

議長 それでは、私のほうから、ただいま金子委員からの質問がありました件ですが、私も文書指導で、この2番の方のところに金子委員とも一緒に行ったんですね。そのときに、かなり梅とかクリ、あと植木も結構伸びていました。そのときにもかなり両部会長、当然、会長を含めて皆さんで、この方にお話をしまして、そのときより大分きれいになっていました。ただし、まだ梅の木が何本か、結構まだ野木の状態のとか、クリもまだ何本かありました。それと、あと、植木ももう少し、何本かありましたので、文書指導に行った後より、かなりはきれいになってきたと思います。

なので、私もかなり、清水委員と同じように、この方にもお話をさせていただきましたので、今後も、またもしそういうことがあったらば、また農地パトロールなどで見ていきたいなと思っております。

2 番 　　ちょっと追加なんですけれども、これは今のお話、2 番の件だけじゃなくて、全ての件に言えるんですけれども、今まで生産緑地ということで、地元の農業委員が一言言って、きれいにしてくださいというあれだったんですけれども、来年度、最終年度ということで、特定生産緑地ということで、そこに入れるか入れないかで随分変わると言うんですよね。

　　今まで文書指導を言って、ある意味、文書指導で行くんですけれども、約束を取っているんですけれども、なかなか結果を見せてくれないということで、これは別に清水委員のところだけじゃなくて、ほかも皆さん、委員さんで見たときに、そういう危ないところがあったら、約束事を一筆取ってほしいなと思っているんですよ。いつまでとは言いませんけれども、必ずやりますという。今までそういうのは言葉だけで、文書をもっていない。すごいところはもらいますけれども。そういうものをちゃんとしていったほうが、今後、特定とか生産緑地を続けるにはいいのかなと思って、今日ちょっと言わせていただきました。すみません。

議長 　　ありがとうございます。

　　よろしいですか。ほかにはいいですか。

　　……質疑なしの声

議長 　　それでは、質疑がないと認めて、採決に移りたいと思います。

　　議案第 2 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

　　……全員挙手

議長 　　ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

　　それでは、続きまして、議案第 3 号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について、2 件を議題に呈します。事務局より説明をお願いいたします。

次長 　　それでは、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明につきまして御報告いたします。今回は 2 件でございます。

議案第3号の1、土地の表示は上砂町2丁目の12筆となります。全体の面積が1,937㎡。申出事由は死亡でございます。証明内容は、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者となっております。

議案第3号の2、土地の表示は上砂町2丁目の1筆となります。面積が165㎡。申出事由は死亡でございます。証明内容は、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者となっております。

議案第3号については以上でございます。

議長 ありがとうございます。

それでは、調査を担当された委員から補足説明をお願いしたいと思います。1番、2番を内野委員、お願いいたします。

8番 これは自分が畑を確認しに行きました。前は、これは全部、全て家の裏手の一角になるんですけれども、今はほとんど何もなく耕うんされていて、この方は多分、御兄弟だと思えますよね。一応、前に話を伺ったところは、畑をちゃんとやっていたということで、特に問題ないと思います。

議長 ただいま御説明がありました件について、何か御質問がありますでしょうか。ありませんね。

……質疑なしの声

議長 それでは、質疑がないと認め、採決に移ります。

議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、そのほかで事務局で何かございますか。

局長 大丈夫です。ありません。

議長 大丈夫ですか。

次長 はい。

議長 それでは、ないようであれば、本日の審議予定はこれで終

了でございます。

次回の農業委員会総会は11月25日水曜日、午後3時から302会議室、こちらの会議室で開催されます。皆さんの御出席をお願いいたします。

本日も慎重審議をしていただき、ありがとうございました。

午後4時16分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員